(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
尾花沢市大字尾花沢字下新田一七四一番三から新庄市大字鳥越字玉の木九三一番一まで	前 B A	八・七〇～一一・三〇メートル	一九・〇〇キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B・C A	八・七〇～一一・三〇メートル	一九・〇〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十五日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
阪南市鳥取中五八二番一から和歌山市西汀丁二六番まで	前 D C B A	八・六〇～一〇・七〇メートル	二一・四六二キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		一九・〇〇～二二・〇〇	二・〇四八	
		二二・二〇～一三六・七〇	六・二三五	
		八・六〇～一〇・七〇	二・九〇三	
	後 D C B A	二一・二〇～一六四・七〇	二一・四六二	
		八・六〇～一〇・七〇	二・〇四八	
		二一・二〇～一六四・七〇	九・〇九八	
		二二・七五～一六二・一〇	九・三四二	
		一九・〇〇～一六〇・〇〇	二・〇四八	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局大阪国道事務所、同局浪速国道事務所及び同局和歌山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十五日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　島根県

二　都市計画事業の種類及び名称　雲南都市計画道路事業三・三・二号新庄飯田線及び三・六・三号南町線

三　事業施行期間　自平成二十四年一月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　島根県雲南市大東町大東地内

使用の部分　島根県雲南市大東町大東地内

○中国地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十五日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　施行者の名称　山口県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第十四百九十二号宇部都市計画道路事業一・四・二号宇部湾岸線、三・三・二号宇部新川駅沖ノ山線、三・三・四号中央線、三・三・十四号宇部駅波多野開作線及び三・五・二十二号西割新開作線

三　事業施行期間　自平成六年六月十三日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成六年建設省告示第十四百九十二号、平成十四年中国地方整備局告示第四十六号及び平成十七年中国地方整備局告示第七十六号の事業地のうち山口県宇部市大字小串字沖ノ山、大字藤曲字昭和開作、大字妻崎開作字開一九、二〇ノ割、字開二一、二二ノ割、字作二二、二三ノいノ割、字作二〇、二一ノいノ割、字作二二、二三ノにノ割及び字作二〇、二一ノにノ割並びに大字東須恵字亀及び字毛所地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成六年建設省告示第千四百九十二号、平成十四年中国地方整備局告示第四十六号及び平成十七年中国地方整備局告示第七十六号の事業地に山口県宇部市大字小串字沖ノ山、大字藤曲字昭和開作、大字妻崎開作字開一九、二〇ノ割、字開二一、二二ノ割、字作二二、二三ノいノ割、字作二〇、二一ノいノ割、字作二二、二三ノにノ割及び字作二〇、二一ノにノ割並びに大字東須恵字亀及び字毛所を加える。

○九州地方整備局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十五日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年九州地方整備局告示第百三号長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業三・二・百十号滑石町線

三　事業施行期間　自平成十三年六月八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十五日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
霧島市隼人町住吉字龍波見一九一五番から姶良市加治木町木田字岩下二五四一番一まで	前 B A	八・六五～一〇・二五メートル	四〇・六〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		八・六五～一〇・二五メートル	九・五五〇キロメートル	
	後 B A	八・六五～一〇・二五メートル	四〇・六〇キロメートル	
		八・六五～一〇・二五メートル	九・五五〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局、同局鹿児島国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所

○九州地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十五日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
霧島市隼人町住吉字龍波見一九一五番から姶良市加治木町木田字岩下二五四一番一まで	前 B A	八・六五～一〇・二五メートル	四〇・六〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		八・六五～一〇・二五メートル	九・五五〇キロメートル	
	後 B A	八・六五～一〇・二五メートル	四〇・六〇キロメートル	
		八・六五～一〇・二五メートル	九・五五〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所